

第4回東京都震災復興検討会議議事録

〔平成12年2月7日(月)(18:00~20:15)〕

都庁第一庁舎33階特別会議室N6〕

高橋幹事長 定刻になりましたので、ただいまから第4回東京都震災復興検討会議を開催します。

本日は、委員のうち、冷水委員、高橋委員、橋本委員、林委員からは、欠席のご連絡をいただいています。

会議の開催にあたり、東京都震災復興検討委員会の副委員長である柿沼政策報道室長からご挨拶させていただきます。

柿沼政策報道室長 東京都震災復興検討委員会の副委員長をしております、政策報道室長の柿沼です。本日は、委員長の青山副知事が所用のために出席できませんので、私からご挨拶をさせていただきます。

寄本座長をはじめ委員の先生方には、日頃から都政の様々な場面で大変お世話になっており感謝申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、夜分に本検討会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年には阪神・淡路大震災から5年目という節目の年にあたります。兵庫県だけでなく、震災対策に関する取組みは各所で行われたところです。

東京都でも1月14日に今年度の都市復興訓練の締めくくりとして、19区7市の職員の方々と共同で「都市復興基本計画策定」訓練を行っています。

また、1月17日には、緊急連絡・参集訓練という、10km以内に住んでいる職員を徒歩で集めて何時に何名集まるかという訓練を実施したところです。

一方で、先ほど発表された都の「防災に関する世論調査」では、5年前の阪神・淡路大震災後に行った調査と比べて、今年には台湾の地震が起きる前後2週間が調査期間だったのですが、地震に対する備え、感覚、気持ちが風化しているというデータがでています。

都民の大地震に対する意識が時間とともに風化していることについては、私どもも考えるところが大きなものがあります。

去年は8月にトルコ、9月には台湾に大地震が起こり、甚大な人的、物的被害が発生しました。あのような地震が東京で起きるとすれば、非常に大きな被害をもたらす可能性があります。

都としても、阪神・淡路大震災から得られた都市型大震災の貴重な教訓を、的確に震災対策や復興対策に活かし、万全を期すとともに、後世に伝えていかなければならないと考えております。

東京都では、応急対策訓練を拡充するとともに、復興に関するランドデザインの策定や私権の制限を含む緊急事態における法的な問題点、これについては、知事が随所で発言していますが、平時と違う緊急時における私権制限を含む緊急事態に対応した検討を事務的に着手したところです。

また、昭和46年に制定した東京都震災予防条例を、予防対策に止まらず震災

対策全般を対象とする震災対策条例に全面的に改正するため、検討を開始しています。

本日の検討会議では、都民生活に直接影響を及ぼすくらしの復興と産業の復興に関する対策をテーマとしております。このテーマは都市型大震災における重要な課題で、最も難しい問題のひとつだろうと考えています。

本日は大変短い時間ですが、各分野の専門のお立場から、幅広いご意見、ご助言をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高橋幹事長 これからの会議の進行については、寄本座長にお願いしたいと思っておりますので、寄本座長、よろしくお願いいたします。

寄本座長 これから東京都震災復興検討会議第4回の会合を開かせていただきます。本日は二つ大きな議題があります。一つはくらしの復興について、もう一つは雇用の確保・産業の復興についてです。まずくらしの復興について東京都からご説明をいただいて、委員の方々からご質疑をいただき、その後で雇用の確保などに入らせていただきたいと思います。それでは、くらしの復興についてご説明をお願いします。

事務局 福祉局の企画担当参事の村山です。くらしの復興の分野についての概要を説明させていただいて、そのうえで様々なご意見をお知恵を拝借したいと思います。

まず、生活復興マニュアルの概要を説明させていただいて、今進めております東京都の準備の成果について簡単にお話をさせていただきます。

資料1-1は全体のアウトラインで、上の四角に「復興の目標」があり現在のマニュアルに掲げられているもので、「人々のくらしを震災前の状態に復する。」ことと「心身や財産へのダメージがあまりにも大きく、もとのくらしに戻ることが困難な被災者が、新たに生じた現実の下で、それに適合した、新しいくらしのスタイルを構築することができるようにする。」この2点をあげています。

それを進めていく理念としては、下に書いたように「自らの生活を自らで創造していくという住民による取組みに基づく復興をめざす。」ことと「住民に身近な区市町村における、住民等の主体的参画等と行政との連携により地域コミュニティの多様性を尊重する復興をめざす。」ことが具体的なことかと思えます。

これを実現するために東京都としては、「区市町村における自立・分権型の行政システムと住民の主体的参画との協働・連携による、生活基盤・環境の創造的形成を支援する。」ことが役割と考えています。

その下に書いてあるのが、今のマニュアルで掲げている8分野で、「医療」、「保健」、「福祉」、「消費生活」、「外国人への支援」、「学校教育」、「文化・社会

教育」とそれら全体を支える「ボランティア」です。

福祉の分野では、被災によって新しい福祉需要への対応というニーズが生じてくる一方、被災により提供する福祉サービス側の機能の低下があり、需給ギャップが著しく生じるのが災害時の特徴です。これに対応するには、通常とは異なる対応が求められます。

このようなことを全体として分析しながら一つ一つのテーマについてマニュアル化していこうということです。

次の資料の1 - 2 - (1)、(2)は阪神・淡路大震災の数か月後の7月に兵庫県と神戸市が策定した復興計画の全体の体系図で、中を見ると震災の復興というものだけではなくて、経常的な業務の計画も含まれていて、都の場合に当てはめていくのが難しい面もあります。

ハード面については都も着々と進めている面があるが、仕組みとか施設の運用をどうするか、といったソフト面の対応をどうするか、というのが私たちにとって大事なことかと思えます。

次の資料は、平成10年の1月にマニュアルができて以降、マニュアルの具体化として東京都してつくられてきた成果の一部です。

阪神・淡路で特に問題になった三つの分野について資料を用意しており、「メンタルヘルスケア」、「災害要援護者対応」、「ボランティア」についてです。

資料1 - 3の「災害時における保健所活動マニュアル」は、「メンタルヘルスケア」の分野についての資料です。

被災直後のショックだけでなく、それ以降の長期にわたる心的外傷後のストレス障害が問題になっていますが、これについてマニュアルをつくったというものです。資料は抜粋したもので、9ページの第3保健所活動の2の「避難住民の健康管理」は、11ページ以降を抜粋したものです。各時期に共通する事項、初動期、中期、長期、平常時におけるメンタルヘルス対策と対策を時期別に整理しています。

資料1 - 4 - (1)は「災害要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」の概要と本文で、今年1月にできたばかりです。

資料1 - 4 - (2)は、具体的な災害要援護者への防災行動マニュアルになっています。こちらは、概要だけです。

災害要援護者にはいろいろな人がいますが、ここでは特に従来からの要援護者であるひとりぐらしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等の方々が、他の人より置いてきぼりになってしまう事態に対してどう対応していくかを整理したものです。

資料1 - 5 - (1)は平成10年4月に開設された東京ボランティア・市民活動センターの概要で、今日は検討会議の委員としてセンターの副所長の安藤委員がいらっしゃっているので後でコメントしていただければと思います。

あわせて資料1 - 5 - (2)で平成10年の1月に設置された東京災害ボランティアネットワークの概要についても資料を添付させていただきます。

資料1 - 5 - (3)は職員に対する研修ということで平成10年度から実施して

いる、東京都の災害時のボランティア講習会の開催要項について示させていただきます。

今後の課題を整理しますと、メンタルヘルスケアの分野では、心理的障害が長期にわたる場合に、施設や応急仮設住宅にいる方については、比較的ダメージがわかりやすいが、在宅で生活している人の場合にはかえってわかりにくいので、潜在しがちなニーズをどうやって早期に発見して、対応していくかが課題になると考えています。

もうひとつ、これに対する対応は専門的かつ長期に必要となるので人材の面で供給が非常に難しい。長期間にわたってサービスを提供していくには経費面も含めた別の工夫が必要かと思うので、どう対応するか医師会とか関係団体の

協力を含めて検討を進めていかなければならないと考えています。

災害要援護者については、一つは災害直後にニーズが急増するので、サービス供給が間に合わないという直後の大きな問題が生じます。もう一つはそれが落ち着いた後も、それまでとは違ういろいろなニーズが生まれることにどのように対応するかという問題が生じます。

4月から介護保健制度が始まりますが、基本的にはこれからは福祉サービスの分野でも措置という形ではなくて、契約スタイルの中でのサービスの調整がされなければならない。従来の形ですとその辺の所が十分なれていないということがあって、介護保険に入ってもうまくその辺のサービス調整が軌道に乗らないということもあって、その辺をどういう風に具体的にやっていくのかということがシステム面からも大切な問題になっていくと考えています。

もう一つは、発災直後にはボランティアの方々を含めて集中的なサービスがありますが、復興期になって経常的なサービスのなかにどうやってソフトランディングさせていくのかということが一つ大きなシステム上のテーマになると考えています。

ボランティア活動の分野では、一つは専門性を有する活動が長期化した場合の経済的な補償というか、そういうものが単にボランティアだからということではすまされないような分野があるだろうと思います。

全国いろいろなところからボランティアにきていただく訳ですが、その場合にだんだん復興期になってきた時に、地元の市民活動団体などへの引継といいまじょうか、そういうものができるようなコーディネートというものが人材やシステムも含めて役割の明確化とか要請が必要になるだろうと考えます。

寄本座長 はい、ありがとうございました。

東京ボランティア・市民活動センターの安藤さん、何かコメントをいただけますか。いきなりで申し訳ございません。

安藤雄太 委員 阪神・淡路大震災の時も、センターは東京における拠点として、東京から向こうへ行く方々への情報提供とか、従来東京にいたいろいろなNPOとかNG

Oの方々との連絡調整のようなことをしながら、私たちも神戸に入るということをさせていただきました。

東京に戻ってきて以降、ゆるやかなネットワークを進めていこうと学習会を重ねたりしながら進めてきたところです。災害ということについて一つの事業としてきちんと組織化していこうということで、一昨年東京ボランティア・市民活動センターということで新たに発足するなかの一つの大きな事業として、災害ボランティア活動の支援ということを入れさせていただきました。

災害が東京で起きたときに、私どもの場所は飯田橋になるわけですが、他県から来る方々も含めてボランティアを受け止めていく一つの拠点として、なればいかなということを進めてまいりました。

私どもは、一つは東京都内に市町村ごとにボランティアセンターがございますが、そこともネットワークを組まさせていただきながら災害の問題については、情報交換をしてまいりました。地域によっては温度差があって、結構深く取り組んでいるところもございしますが、そうでないということもございします。

いずれにしても、地域で災害がおきたときにボランティア活動を推進する・受け止めていく立場になるだろう。そういう意味での情報交換なりネットワークを組むなり、また、共同活動をするなり、そういったことの仕組みとして考えています。日常的にはそれぞれのセンターの方々との集まりというものを経路的にさせていただいているということを進めさせていただいています。

災害が起きたときには他県から来るであろう大勢の方々との関わりをどう進めていくのか。東京だけではできないわけで、関東ブロック内のそれぞれの県レベルのボランティアセンター、社会福祉協議会の方々との協定を少し結ばさせていただいています。

東京に起きるだけでなく、神奈川や千葉や、群馬に起きるかも知れませんが、関東内で起きたときに近くのボランティアセンターや社会福祉協議会が一時的な事務局を設けながら被災地に入っていき、拠点を作っていくという約束もしています。東京が起きたときには、北から来る人も南から来る人もいるでしょうが、埼玉なり神奈川なりで受け止めてもらうという形で連携する仕組みを考えています。

災害が起きたときにどこに連絡するか、どこに助けを求めるかが阪神の時にはなかったが、何かあったときにちょっと手伝ってくれといえる、顔のわかるゆるやかなネットワークとして、東京災害ボランティアネットワークを立ち上げました。事務局もセンターにおかせてもらっています。海外支援をしている多くのNGOを含め、地域で活動している小さなボランティアグループも含めて約100ぐらいの団体でネットワークを構成しています。

ネットワークの中で実際に災害が起きたらということで、机上でシミュレーションをしたり、誰がリーダーになるかというリーダー養成訓練をネットワークでしたり、先般は都庁を舞台に1月15,16日には国土庁も含めて大きな災害の取組み、「神戸をもう一度考えよう」ということも含めたイベントを組ませていただきました。

以上のようなことで東京ボランティア・市民活動センターと東京災害ボランティアネットワークということで進めている現状です。

寄本座長 はい、どうもありがとうございました。それではどうぞ委員の方ご質問、ご意見、ご自由にお願ひしたいと思ひます。

清原委員 資料1-1のくらしの復興の概要で、8つの分野に分かれたいろいろな問題で都民がくらしの復興に取り組む場合に、情報がどこに行けば得られるかが重要になってくると思うが、震災復興時には都のホームページにアクセスすれば利用できるとか、どのような機関にいけば情報が得られるとかが重要だと思ひます。情報に出会える場所というか入り口というかどう考えたらいいのかがいたい。

原則としては区市町村の自立分権型でいくのだとすると、区役所や市役所が果たしていくことになると思うが、都として考えていくときには、どういう仕組みを考えているのか説明していただきたい。

寄本座長 はい、では都の方からご説明いただけますか。

三好特命担当部長 くらしの復興を含めて、復興関連情報をどのように提供していくかということかと思ひます。お手元の「生活復興マニュアル」の82,83ページをご覧くださいと、復興のためのいろんな広報・相談体制ということで、今時点で考えられる方法をいろいろ書いています。

83ページのところには、臨時の広報の発行であるとか、いろんな広報媒体の活用として、今ご指摘のあったインターネット、文字放送こういったものを活用していきたいと書いています。

区市町村での情報も重要ですので、区市町村との連携とか報道を通じての発表ということで(5)に報道機関への発表があります。

それと合わせて、84ページに被災者総合相談所を適宜設けて、そこで相談に応じるられるような体制を作っていくということを予定しています。

清原委員 区市を尊重した分権型でいく場合は、区市によって被災の度合いが違い情報が集まらないかも知れない。今から区市との情報交換というか、くらしの復興に関して情報をどこに集めたらいいのかが、ボランティア情報なら安藤さんの所に集約するとか、情報の流れをマニュアル化することも重ねて願ひします。

寄本座長 はい、ご意見として承っておきたいと思ひます。情報の流れですね。清原委員、それでよろしいですか。はい、ありがとうございました。どうぞ、ほかの委員の方、ご自由にお願ひします。

中林副座長 情報のことで兵庫でも一番困ったこと、一番大きな課題の一つは、都市広域

長

災害で地域外に出た人に、長期的にどうやって情報を送り続けるかということだった。直後はうまくいなくて、ある時気がついて送り出したということで、現在も繋がっている。

都の場合7都県市の範囲内でお互いにリカバリーしているということでしょうから、それぞれ情報を届けられる形を検討しておくことが大事かなと思う。

阪神の5年目の検証ということで、今日は欠席している林委員の話の聞いたが、5年でできたのはフィジカルな復興で、メンタルな復興はこれからだというまとめがあった。フィジカルには二つ意味があって、けがや病気が治ったという体のフィジカルと住宅が立ち上がった。壊れた戸数以上の住宅が建っているという意味での復興は5年で何とか帳尻を合わせている。

くらしとかくらし向きとか自分でこれからがんばろうという気持ちを起こさせる復興はまだまだこれからの課題であるが、ややもすると見忘れてしまうということが報告されていた。

そういう状況を後ろからバックアップして、それぞれの人がからしを立て直し、生活を立て直していくように息の長い情報での支援というのが求められるのだと思うので、非常に大きな課題なんだなということをおぼろげに思いました。

寄本座長

はい、ありがとうございます。どうぞ、ほかの委員の方。はい、どうぞ。

重川委員

資料1-3の保健所活動マニュアルに関して、阪神・淡路大震災の被災地で何人かの保健所長をされていた方と話をして感じたのは、この分野では、医学では公衆衛生の分野にあたる。戦前は日本でも公衆衛生は重要な地位を占めていて、層も厚かったが、今の近代日本では、公衆衛生の専門家が非常に少なくなっている。

災害時には直後の緊急医療も大事だが、大量の人的被害を出してしまうかどうかは、その後の公衆衛生をうまくコントロールできるかどうかにある。遺体の処理とか、し尿処理、食中毒などを含めて非常に重要な分野だが、普段地味なのであまり今まで真剣にとらえられてきていない。都内の公衆衛生の専門家だけでは対応が難しいと思うので、感染症が発生した場合の治療体制等を事前に検討しておくことが重要である。

もう一つ保健所で重要な役割を果たしたのが、いろいろな医療チームのコーディネーターでした。地元の医師会がやればいいが被災しているし、外から入ってくるボランティアの医師、患者の転送などを一元的に管理できるのは保健所しかない。

自らが出かけて行って動くよりは、ステーションとしていろんなNGO、NPO、地元の医師会を含めた保健医療をつかさどる人達のコーディネーター役を果たすという役割が非常に大事だったという話を聞いたことがある。

災害要援護者についてですが、現場の人達が皆知っているのは、既存の福祉

関係の法があり、例えば、生活保護世帯に対して日常的に行われるいろんな支援と、災害が起きたときにそれに上乗せをしてどこまでやるべきなのか。

要援護者だけでなく、等しく被災者は大変な状況にあり、それに対して個人的支援がなされるが、既存の福祉関係の保護や支援の中で行われていけばいいものと、災害時だから特別に上乗せしてやっていけばいいという線引きを、弱者にとってもきちんと考えておかないと、その辺の線引きがわからなくなるという意見があった。

要援護者に対しても、一般の被災者と災害時だからといって大きな開きができるものもまずいでしょうし、特別な援護が必要なものもあるでしょうけれどもその線引きについて、というアドバイスをもらったので報告しておきます。

寄本座長 はい、ご意見として承っておけばよろしいですか。はい、ありがとうございました。どうぞ、ほかの委員の方、あるいは、都の方で何かありましたらどうぞ。

村松委員 情報の補足ですが 39 ページの「情報伝達手段の整備」のところ、災害時に頼りとなる情報源はテレビやラジオが圧倒的であるということについての補足説明です。

NHK の場合は、大きな災害が起こったときは、ラジオ第 2 放送で在日外国人のための放送として、主に英語で放送します。

震度 5 の地震になると、テレビ、ラジオ、FM すべての電波で地震情報を伝えることになっています。

阪神・淡路大震災の時には、安否情報を流しましたが、教育テレビとラジオの第 1 放送で、地域を限ってローカル放送で安否情報を流しました。

緊急警報放送というのをやっていて、毎月 1 日の正午前 11 時 59 分から 1 分間緊急警報放送の信号音を電波を通じて出しています。

緊急警報放送とは、緊急警報放送の受信設備を備えたラジオをもっている人向けに放送をしているもので、その時にラジオをオフにしている大きな災害が起こったときには、ラジオがオンになって強制的に情報が流れるというものです。残念ながら普及率が低いということなので、まだどれくらい普及しているものか分かりませんが、そういうこともしております。

寄本座長 はい、ありがとうございました。オフにしている、緊急の時には聞こえるわけですね、どうもありがとうございました。ではどうぞ、ほかの委員の方。はい、池上委員ですね、どうぞ。

池上委員 避難所の被災者の健康管理はかなり注目されているが、かけつけたボランティアの健康管理はともすれば忘れがちである。日本海の石油流出事故の時に、数人の方が亡くなられた。そのころから私の知り合いの公衆衛生をしている先生が、ボランティアにも、寒いところで流出した石油を回収するのに、健康管

理が必要ではないかといっていた。

先ほど在宅者のメンタルヘルスという説明があったが、日頃から専門家との連携という中に、医師会の先生方は当然ですが、「命の電話」という相談事業を全国的にしているところがあり、民間でやっているが、かなり研修をつんで電話相談を受けている。

最近傾聴ボランティアといって、聞いてあげるボランティアがある。YWCAではお年寄りのシニアダイアルというのを3年くらい前から発足しました。そういったところとも日頃から連携をして何かの時にはよろしくねという関係ができてるといいのではと思います。

情報の話がでていたが、とかく情報というのは被災した方達は誰かがもってきてくれると思っている。

地域にすんでいる住民の方たちには、自分たちが情報をもっていくという姿勢と、待ってるだけでは情報は来ないということを常々言っていただきたい。

地域にすんでいる住民の方たちが、どこが倒れているとか、どこに近所の人がいるとか一番よくわかっている。

全壊、半壊を判定するときに、阪神では地域の消防団の方と職員とが一緒に行っていた。これはとてもいいシステムで消防団の人達は地域のことを良く知っているので、ペアを組んでするというのも大変大事なことである。

消防団でなくとも自主防災組織とか町内会長さんとかでもいいのですが、地域の方と一緒にペアを組んでいくのが大事だと思う。

寄本座長 はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

安藤雄太委員 災害時にに関わり、その後もこまめに向こうに行き、5年目の検証事業にも関わらせていただく中で感じるものがいくつもある。

一つは、被災が起きてから避難所に逃げて、避難所から神戸の時は仮設に移るわけですが、仮設の時にいわゆる孤独死ということでもかなりの方が亡くなれる場面があった。孤独死に追い込まれていく方は、災害の時にいろいろな衝撃を受けながら本当に苦しくて、孤独になってといろんなものがでてくるでしょう。

仮設で気がついたのは高齢者は高齢者だけで固めてしまうと、仮設がまちの中にあればいいが、まちからはずれたところの仮設に高齢者だけで入れてしまうと、高齢者が孤立化してしまうという場面から、アルコールに入っていたり、いろんな形で心の病になっていく場面があった。

そういうときに、ボランティアとしても関わっていくことがあるが、仮設に入るときに専門家が関わることと合わせて、隣近所に若い人が入っていける組み方の仮設の作り方が必要になってくる。高齢者を優先的に仮設に入れていく必要性はあるだろうが、それから何か月間か生活していく部分をどうみるかということを考えておかなければいけなかった。

情報の部分でラジオ、テレビも大事なことだが、ずっと聞きかじってしまう。

地元の神戸新聞が安否情報を頻繁に情報を流した。ラジオは情報が消えるが、新聞は残るので何日か後でも見ていけるのでその辺は大事な部分だと思った。

ボランティアの健康管理の点では、やはりボランティアが疲労していくので、避難所で1週間活動したら、避難所から避難していけるような場所を確保するのも長期的には必要になってくる。

寄本座長 はい、ありがとうございました。ほかにございますか。はい、どうぞ。

廣江委員 教えていただきたいが、今の仮設住宅に高齢者が固まってしまったというのは、仮設住宅の供給が少なかったので、高齢者の対応を急いだためということで、これは供給の問題ですね。住宅供給が遅れたときのプライオリティをどうするか、どういう順序でどういう人達を住まわせるかという思想も必要だということですね。わかりました。

寄本座長 はい、ほかにございますか。はい、どうぞ。

金委員 3年ほど前だと思うが東京都で外国人都民会議というのを設置して、私は第1回目の委員をしていたが、その中で外国人都民の日常に抱える問題について話し合うんですが、いくつかあるなかで一つは言葉ですね。広報誌等で周知のお知らせは出ているが、委員の中でも知っている人数は低かった。

英語での広報誌が多いが、現在の外国人コミュニティで英語圏からきている人々で英語がしゃべれる外国人は、そんなにマジョリティではなくなってきている。大変多様化しているので、難しいとは思いますが、言葉の多様性を広報活動で考慮していただきたい。

日常の啓蒙活動でいいプログラムがたくさんあるんですが、利用率が低くて知らないことが多い。この資料に情報センターを設置とかでているが、日常か

ら設置されるという事実を英語だけでなく何か国語かで持続的にやっていただきたい。

外国人について語るとき不法就労者の問題が欠かせない。これだけ大きな東京都で復興のプログラムにあたって、人道的立場からも不法就労者が対象からもれないように是非考慮いただきたい。

寄本座長 はい、ありがとうございました。それでは、よろしかったら次の。はい、どうぞ。

今野委員 ボランティアのことが気になっているので質問したい。

災害の規模とか、災害直後か復興時期かステージで違うと思いますが、何人くらい人が必要なのかを教えてほしい。例えば、阪神・淡路でもいいんですがいろんなこと、仕組みは作っているが、一番重要なのは、どれだけの資源が必

要かということが分かってなければいけない。

一日に何人、現在のボランティア組織だと供給量がどのくらいなのでどのくらい足りないのかなどイメージができないので、例示でもいいから、東京でこんなことがおきたら全体でこれくらいの人がいる。行政ではこれくらいしかカバーできないから、後何人必要だということが、構成が分かればよいと思う。医者が何パーセントとかですね。その辺の基本的なことを教えていただきたい。

寄本座長 大体で結構ですから。多いほどいいというわけでもないでしょうね。

佐藤災害 厳しい質問で、量的な部分で今まで過去に把握したことはございません。

対策部長 行政機関の側でできることは、今まで災害が起こったときにあらゆることを行政がやってやろうという意気込みが今までであったことは事実です。

今ここでいろんなお話になっている心のケアの問題ですとか、ボランティアのいろんな、このいわゆる行政とボランティアの活動というのは全く質の違ったといいますか、我々は食事を持っていっても、おくことはできても、それを一人一人に配る、あるいは身体的に弱い方には口まで持って行ってあげるとかそういうサービスまで行政ができるかということが、少ない人間の中であるわけです。

そういう中でその辺がどれだけの仕事量になるのかとかそういうことを量的に正直申し上げて計算したことはございません。

阪神・淡路以降ボランティアの高まりというのがすばらしいものがあったということのなかで、行政とサービスは並列の関係で、両輪の関係でどっちが多くて、どっちが少なくてというレベルではなくて、一緒になってやっていく部分、行政が足りないところはお願いせざるをえない。

こういうつもりで私どもは考えていまして、実は行政と同じくらい人間がいるのではないかということも含めて、あるいはもっと大勢の方々にご協力をいただかないとできない部分で、今、社会がいろいろ複雑になっているので、かゆいところまで手が届くような部分が災害時にどれくらいできるかという面でいえば、私どもボランティアの方々によくのことを期待せざるを得ないのが実状です。

私ども実際に救出救助とか、行政のハードな部門でいろいろやらなければならないこと、あるいは物的な面で食料を用意するとか、そういうことまでは最大限やりますけれども、そこから先どこまでできるかは大変不安なものを持っている。

これからは阪神・淡路以降、台湾の例も含めてボランティアの方々が一献身的な努力で避難所とか運営されているのでそういうことを我々は学びながら是非お願いしたいなというのが正直な気持ちです。

寄本座長 はい、どうぞ。

今野委員 なぜ、そんな質問をしたのかということ、先ほどボランティアの方のお話で、東京災害ボランティアネットワークの参加団体の一覧表がずっとあって、あれっと思ったのは、会社が入っているんですね。

もし、ある想定のもとでボランティアの人がこれくらい必要で、現在の体制ではこれだけしかなくて、準備としてはもう少しほしいなというときに、会社というのをうまく使えば人が集まるのではないかと思ったからです。

こういう会社はどういう感じでボランティアの活動に参加しているんですか。それを教えていただきたいと思います。

佐藤災害
対策部長 会社関係で今、非常に熱心でございまして、会社の中にボランティア・社会貢献という観点から会社の中でボランティアを実践させる、あるいは休暇まで与えてやってこいという組織もかなり増えてきてますので、会社の力というのはこれから増えてくるのではないかと期待しているところです。

寄本座長 では、安藤委員、簡単にお願ひできますか。時間も大分迫っておりますので。

安藤恭二
委員 消費生活の分野のところに、消費者啓発により消費生活の早期安定を図るという表現がありまして、これはある意味では、安定というのはいつでも、どこでも購入できるようにするという意味では産業や商業の復興という意味で、この後のテーマと非常に密接があるかと思ひます。

内容的には是非再検討していただきたいと思ひているのは、区市町村との役割分担という意味でこういう表現がされているかと思ひますが、いわゆる悪徳商法による被害の防止がもっとも大事な課題とかかかっているのは、今一つ都として行ふべきことなのかどうか。

むしろ、物の価格や物の流れ、こういったような情報をどれだけきちっと提供するか、そのことが結果として効果を持つことができるわけですし、区市町村と都との広域的な機能がありますから、役割を明確にしながら情報提供をメインにしていくべきではないだろうか。

もちろん悪徳商法の被害をなくすことも大事なことです、適切な情報さえ提供されれば、市民自身が配慮するということにもなってくるわけですので、是非そのあたり考へていただきたい。

それに消費者啓発によりというのは、平常時であればこの表現でいいと思ひますが、災害時に都民啓発や消費者啓発により消費生活の安定を図るといふのは、今ひとつ都としてもう少し積極的な姿勢があつてもいいのではないかと思ひますので、是非再検討していただければと思ひます。

寄本座長 はい、ありがとうございます。では、浦野委員。

浦野委員 先ほどの今野委員の質問と少し関連してくるんですが、在宅生活者に対する安否確認、健康調査をいつの時点でどのような体制で進めていくのか。仮に具

体的なテーマを掲げた場合に、おそらくかなりの部分ボランティアが担うことになると思う。

実際にある特定の地域、ブロックを考えてみると、最低限このくらいのマンパワーを投入しないとなかなかでききれないだろうということが、ほぼ出てくるんだろうと思う。そうしたときに、問題はそこから先で、ボランティアが活動できる条件整備というのを、事前にどれくらい用意しておけるのか。

これは、かなり具体的な場面を想定しながら、地域の実態とつきあわせてみていくと、ある程度の想定が、先ほどの雰囲気ですともうほとんどボランティアのマンパワーの想定は考えられないんだということだと思うんですけども、総論としてはそうだと思うんですけどね、具体的な作業を考えて何かやっていると、何となく出てくるのではないか。

それが実をいうとタイムスケジュールに合うんですね。恐らく、震災からのくらいの時点でそれが可能なのか、という予測をしていくことがある程度可能になってくるだろう。そこまで踏み込んで議論を進めていかないとなかなか先に行かないんじゃないかという気がしています。

ボランティアセクターでいろいろ議論をしていきますと、先ほどの情報の問題に戻るんですが、防災セクター、都とか区市町村の防災セクターとどのくらい情報を交換し、様々な対策のタイミングですとか被災状況に関する行政が集約してきている情報ですとか、それをどのような形でボランティアセクターが活用できるような環境になるのかというのが、かなり重要なポイントになるんじゃないだろうか。

ボランティアが地域に入り込んだ場合は、もちろんボランティアセクターに対するいろんなサポート体制が必要ですから、その辺を組み合わせるとどのような形で情報を提供し、かつ具体的にボランティアが活動できる条件整備をするのかという、ここまでは行政としてある程度事前に考えておいていただいた方がいいのかなという気がします。

かなり無理なことを言っているのは承知なんですけれども、一步そこまで進めないと、在宅生活者に対する安否確認、健康調査でもいつかはやるんですけれども、なかなかタイムスケジュールの中でのっていかないんですね。

できればそこまで踏み込んだシミュレーションというか、そういう議論ができて、かつそのために必要な情報提供がどういう形でできるのかというところで、どこかの段階で踏み込んでいただければありがたいなと思いました。

寄本座長 はい、貴重なご意見として承っておきたいと思います。では、時間も大分過ぎておりますので、恐縮ですが次の議題に進ませていただきます。雇用の確保・産業の復興についてでございます。それでは都の方でご説明ください。

大野課長 労働経済局の企画調査課長の大野です。
雇用の確保と産業の復興についてご説明申し上げます。資料の2、76ページ

ですが、一つは東京都の生活復興マニュアルにおきます雇用の確保・産業の復興対策。そして阪神・淡路大震災におきます復興対策の状況。そして、それに関わりますけれども、現在、私ども東京都産業振興ビジョンというものを検討しておりますので、検討状況と特に雇用の問題に関わりまして、職業安定行政の国の一元化という方向がございますので、その関係をご説明申し上げて皆様方からご意見を賜ればと思っております。

資料2 - 1 - (1)の「東京都生活復興マニュアルにおける雇用の確保・産業の復興対策」です。

まず、マニュアルにおける対策の基本的な考え方ですが、基本的には都民が速やかにくらしの再建を図るためには、生活の基盤となる職業の維持・確保と事業の再開が重要な前提だとしております。そのために都として失業の未然防止と速やかな再就職、都民が事業を速やかに再建できるような総合的な対策、東京の産業を高度化し活力を高めるため、新たな発展をめざし中長期的な視点からの産業復興、こういう三つの視点を掲げています。

第一の雇用についての具体的対策ですが、雇用の維持につきましては、まず雇用状況の調査・把握、さらに事業所等への雇用維持の要請、そして助成金とか給付金等を活用した雇用維持への支援策。こういった策があります。

次に離職者の再就職の促進策といたしまして、求人求職情報の把握及び分析、さらに求人の開拓・斡旋、求人傾向の分析をふまえた職業訓練の実施、さらに就職困難者を雇用する事業主への支援、こういった施策です。

さらに雇用保険制度の活用による離職者への生活支援や国の法制度等を補う新たな支援制度の創設、こういったことを掲げています。

第二の産業面の事業再開への支援ですけれども、まず、一時的な事業スペースの確保として賃貸型の仮設工場、あるいは店舗の設置提供、さらに中小企業協同組合等が設置する場合の支援、それに貸し工場・店舗情報の提供といったものがあります。

次に事業施設再建の支援として、資金需要の把握と資金準備の金融機関への要請、都や国の融資制度の周知活用と拡充の検討、中小企業への信用保証を行う信用保証協会基本財産の造成支援、こういったことがあります。さらに発注先の開拓とか取引のあっ旋、商談会あるいはイベント等の開催等の施策があります。

それに加えて物流の安定のためには、物流ルートに関します情報の提供や水上輸送ルートの確保、さらに港湾機能の早急な確保のための特例措置への関係機関との協議、こういったことを掲げています。

第三番目の産業復興の支援ですが、産業界が中心となって産業復興計画を策定する場合の協力支援ですとか、東京の産業を高度化し活力を高めるため、事業者による新分野への進出や事業転換等を積極的に支援促進していくことにしております。

最後に被災農林水産事業者に対する支援として、金融支援制度の活用促進ですとか、物流ルートに関する情報提供等を掲げています。

次のページ 78 ページですが、ただいま申し上げた施策を震災の発生時から時系列的に表示したものですので、ご覧いただければと思います。

次に 79 ページですが、阪神・淡路大震災における雇用産業面における主な復興対策を掲げています。まず雇用維持の要請として、兵庫県が兵庫県の経営者協会、国が日経連を通じて協力を要請しています。さらに雇用維持の支援として、県として復興基金による雇用維持奨励金制度を創設して事業主への支援を行っています。また、国として既存の助成金や給付金の特例措置を設けて、支給対象事業主の拡大や助成率の引き上げを実施しています。

再就職の促進としては、国と県が協力して雇用開発推進班を設置して求人開拓を行うとともに、県内外での合同面接会といったものを開催しています。

職業能力開発施設における特別コースの設定とか、定員枠の確保を行っています。さらに就職困難者への支援として、兵庫県独自の被災者雇用奨励金の創出とか、国による助成金の特例措置が講じられています。

離職者の生活支援としては、県による生活安定資金の貸付制度の創設とか、国による雇用保険制度の特例措置、こういう措置がとられています。

80 ページは事業再開の支援と被災農林水産業者の支援です。

まず、事業再開の支援として、一時的な事業スペースの確保として、神戸市による仮設工場の設置や被災商店街等が整備する共同仮設店舗建設費等の助成策を実施しています。さらに、国において中小企業高度化資金に仮設工場を含む貸し工場を対象にする特例措置を設けたところです。

企業者による施設の再建支援として、新たな融資制度や利子補給制度の創設とか、既存融資の返済期間の延長とか、免除等を実施しています。また、国においては、政府系金融機関融資の特例措置とか、既往の債務の負担軽減といった措置をとっています。

取引あっ旋の支援として、発注開拓班を編成して中小企業団体等への事業活動への助成、さらに観光復興のPRといったことを実施しています。

81 ページは本格的な産業復興支援ですが、主要企業や地元経済団体等で構成する産業復興会議を設置して、産業復興計画が策定されました。また、復興事業の推進を目的として(財)阪神・淡路産業復興推進機構が設立されました。さらに、既存産業の高度化とか新産業の創造を目指した「産業復興3か年計画」の策定とか産業復興のためのベンチャーキャピタル制度の創設が行われました。一方、国においても民活法の助成制度の特例措置とか、工場等制限法に対する特例措置、こういった措置が講じられたところです。

農林水産業者への支援としては、特別に借入金に対する利子補給制度の創設とか、国による長期・低金利資金の創設、あるいは既存資金の特例措置等が講じられたところです。

次に 83 ページ以下は、「兵庫県内被災地域における産業の復旧・復興状況等について」まとめているので、これは時間の関係でご覧いただければと思っています。なお、91,92 ページには、兵庫県と全国の被災前後を含む鉱工業生産の推移と有効求人倍率の推移をグラフで示しています。有効求人倍率について

は平成 11 年の 11 月で申し上げると、兵庫県が 0.37 倍、全国が 0.49 倍になっています。

次に 93 ページは東京都の産業振興ビジョンの検討状況の資料です。生活復興マニュアルにあるように産業の復興には、単に震災前の状態に戻すに止まることなく、東京の産業を高度化し、活力を高めるため新たな発展を目指した中長期的な視点から進めていくことが必要です。

東京都の産業振興ビジョンは、産業構造の転換、雇用の道筋を示して東京の牽引力である産業の活性化と日本の経済社会の活性化を図ることを目的として現在検討を進めているところです。

こうした点から産業復興の施策を構築していくためのベースの一つになるものと考えています。

このビジョンは、インターネットによって広大な情報ネットワークを駆使して、都民の知恵と力を結集する仕組みを作って、都民からチャレンジプロジェクトとして政策の提案を受けるといった手法をとっているところです。

94 ページ以下に昨年の 11 月に発表した中間のまとめの概要を示しています。このまとめでは、チャレンジプロジェクトとして都民の方々から受けた 133 の提案を分析するとともに、その中の 18 の政策提案を紹介して、これから得られた産業復興の基本的な方向について、次の 95 ページに記載していますが、産業復興の主体は中小企業や「まち場（商店街）」自身など、10 の方向を示しているところです。

中間報告は、主に都民の方々から提案を受けましたチャレンジプロジェクトの整理分析という点に主眼をおいていますが、今後は、今年の 7 月の最終報告に向けて、さらにチャレンジプロジェクトの拡大とか、民間や行政を含んだ体系的な産業振興指針を導き出して、これらを前提として、行政施策・機能の見直し、再構築を進めていくという方向で最終報告を出す予定になっています。

最後に 99 ページは、「職業安定行政の国一元化と都の対応の方向」です。

ご承知のように昨年の 7 月に、いわゆる地方分権一括法が可決成立して、その結果本年 4 月から職業安定行政が逆に国に一元化されるということになりました。

この結果、従来、東京都の組織に所属していた労働経済局の職業安定行政を所管する職業安定部並びに雇用保険部が、国の直属の機関である東京労働局（まだ仮称ですが）になることになりました。こうした意味で職業紹介、及び雇用関係の調整助成金とか、給付金行政の大部分が知事の指揮監督権限から離れることになってしまったということです。

都としても、今後も高齢者とか障害者等の地域に密着した雇用施策については、国とも連携して施策を展開してまいります。生活復興マニュアルに掲げられた雇用対策は、資料の 3 にあるように、その多くが基本的に都の権限を離れてしまうこととなります。

こうした施策を今後、国と連携をとっていかに展開していくかということが、この復興マニュアルの実現のためにも重要な課題かなと考えています。

以上、長くなりましたが説明をおわらせていただきます。よろしくお願いいたします。

寄本座長 はい、どうもありがとうございました。それでは委員の方、どうぞご質問、ご意見ご自由にお願ひいたします。はい、岸井委員。

岸井委員 　　くらしの復興と関連して話をしたいが、実際に雇用を確保するなり、産業を支援するなりということが制度的に行われていても、要介護、要援護を抱えているような世帯においては、簡単に動かないということがおきそうな気がする。

　　くらしの復興では、他の道府県と連携して一時入所、一旦どこかへ避難してもらうことを考えなければいけない。

　　一旦避難してもらいながら、世帯の支持者が自分の生計を立てる努力をするようなチャンスを与えなければ後で困ることになると思う。どのくらいがんばれば一時入所の手続が来るとか、一時入所は1か月とか2か月がんばってくださいよという情報をあらかじめ知らせておくことが必要ではないか。

寄本座長 はい、どうぞ廣江委員。

廣江委員 　　職業安定行政の一元化によって、生活復興マニュアルで示されてきた雇用対策の考え方で変更される部分があるのかどうか、考え方があればお伺いしたい。

　　職業紹介が民間ベースでやられるようになってきているので、国や都でやられてきたものと違う機関との連携はどのように考えるのか。考え方と現状についてお教え願ひたい。

大野課長 　　一元化に伴って、生活復興マニュアルにどう支障があるかというおたずねだと思いますが、基本的には実施する項目はやらなければならないし、変わらないと思っています。

　　ただ、やる体制として知事の指揮監督権限から離れるので、各都道府県に設置される地方労働局、東京の場合は東京労働局という労働省の機関になるのですが、そことにかく密接な体制も含めて、事前に連携をとっていく体制をきめていくかということが基本になると考えています。

　　民間の職業紹介機関、現在、公共職業安定所だけではなくて、分野によっては民間の職業紹介機関の方が著しく活躍しているというのが実態です。

　　こういった機関と、震災復興に限らないのですが、いかにすみわけといいですか、そういうものを含めて職業紹介のあつ旋をやっていくかというのは、これからの大きな課題であると認識しています。

寄本座長 はい、どうぞ。

中林副座
長

産業とか、雇用の話というのはいろいろな切り口の局面があると思うのですが、阪神と違って東京の場合でいえば非常に大きな企業があって、彼らがどういうビヘイビア（行動）をして、それに都はどのような関わりをするかというのは、生活復興マニュアルにはあまり書いていない。

中小企業とか地域に密着した事業所、あるいは都民の雇用の問題としてとらえている。

大きな企業の問題というのは、多分、別の次元で考えなければいけないことと思うが、将来的には一つの大きな課題なのかもしれないと思っている。神戸でいえば、震災をきっかけに某大企業が神戸を離れてしまったということがある。東京を離れてどこかにいくということが、あるのかないのかわかりませんが、そういうことも頭に入れておかなければいけない。

雇用の問題、中小企業の問題は、このビジョンもそちらに焦点をあてて書かれていると思いますが、キーワードとして地域というのがでてきて、地域にいかにか密着して産業復興を図っていくかという考え方がいろんなところにちりばめられている。

震災復興に引きつけて考えると、震災復興の後、地域が崩壊してしまうと、住む方も、例えば先ほどのようにお年寄りだけを優先して集めてしまうことによって、いろんな問題が発生する。地域から人がいなくなることによって地域にあった商店街が成立しなくなる。震災の前はいかに地域に密着しながら地域力で産業を高めるかという話をしているのですが、震災が起きると、仮設住宅の従来の考えでいうと、全然別の方へシフトしてしまう。これが大きな問題で考えなければいけない点ではないか。

神戸へ行くと表側と裏側があって、裏側へ行くと、寅さんで有名になった菅原市場も解散閉店ということになる。人がいないところは商店街もたちいかないので、消えざるを得なくなる。

仮設住宅で地域が2回崩壊する。地域が、まず仮設住宅に入る時点でそれまでのコミュニティが壊れる。ボランティアもいろいろ努力して、仮設でできたコミュニティが、今度は本設の復興住宅に入ることでもた壊れてということで2回コミュニティを壊してきた。

同時に小さい企業もそこで壊れて行ったという風に考えれば、何とか2回コミュニティを壊さないで、生活の復興、くらしの復興と雇用の問題あるいは仕事の問題、産業の問題というものをミックスして復興へ向けていくような政策がとれないかというのがポイントです。

都市復興マニュアルの41ページに仮設市街地づくりという提案をしてあるが、難しい課題で、これからまだ研究課題があると思うが、41ページの工になるべく被災地に仕事も被災者も残れるものは残って頑張れないかという発想があって、これをどう実現していくか。これは、都市サイドの復興だが同時に先ほどの仮設の話であったり、弱者の話であったり、産業の話でもあると思う。

どうしてもほかに移らなければならないときには、ここに書いてあるように、被災前のコミュニティの継承を十分配慮して、仮設団地というものを考えてい

きましょうという、人のつながりだけでなく、仮設住宅の中に仮設店舗や仮設工場といったものを一緒になって作っていくような展開もあるのかもしれない。

これは、神戸でやられたことでなく、新しく考えなければならないことだとすると、仮設市街地づくりという発想の中に、住まいのことも産業のことも同時に組み込んだシミュレーションをしてみる事が大事だと思っている。

寄本座長 はい、どうぞ廣江委員。

廣江委員 今話をどのように実現するかはやさしくないと思うが、非常に重要だと思う。なぜそうなるかという、今までの議論でも、いってみれば縦割り行政の中で担当セクションが考えたときにどういうことをやるかという話でできる。そこからはずれるところはなかなか見にくいという問題だと思う。

縦割り行政だけでは処理することができないところについて、どのような横断的発想で、何をやっていくのかという、本来は都の組織体制自体をどう変えるかということを防災に向けて考えていかなければいけないと思っている。

本来、経済的な施策だけでは、この中でおさまらなくて、都市をどうつくっていくかという発想でやらないと処理できないことがたくさんある。

知事は私権の制限まで含めてとおっしゃっているようですが、ここで考えられている規制緩和によるというだけでいいか。わたしは、規制緩和とか規制強化というのではなく、規制の再構築という言い方をよくするのですが、私権の制限も含めた規制の仕方を産業復興の場合も考えて行かざるを得ないような場面も出てくる。

そうすると、どういう原理で考えていくのかということも含めて、今後議論していかないと、なかなか実現していかないことがたくさんあると思っている。

先ほどの大企業が出てこないというのも、施策そのものが大企業向けにやっているものが多くないので出てこないわけですから、今後、一度原点に戻ってどうしたらいいのかというところから考えて行くべきではないかと思っています。これは意見です。

寄本座長 ありがとうございます。はい、どうぞ。今野委員。

今野委員 産業とか経済の問題を考えると、東京は、東京だけの問題でないで、ここで問題を起こすと、世界に対しても非常に大きな影響があるし、日本全体に対しても非常に大きな影響があるので、頭が痛い問題だと思って今考えていた。

雇用の問題はいろいろあるが、極端にいうと産業さえ復興すれば、雇用の問題は解決する部分があるので、産業復興が一番重要だと思う。しかも、東京は経済でいうと日本の中心なので、金融にしても通信にしてもみんな東京に集まって広がっていくような形になっているので、東京がストップしてしまうと日本経済全体が非常に大きな影響を及ぼす。

一番気になるのは、個々の企業がつぶれたとか復興したとか、その前に、私もよく分からないが、震災が起きたときに、経済全体を支えるインフラがどの程度破壊されるのか、通信にしても電力にしてもエネルギーにしても水にしても。

それが長い間止まってしまうと、個別の政策をうってもあまり意味がなくなってしまう。阪神の場合がどうだったか分からないが、その辺はどういう感じになっているのか、教えていただきたい。

佐藤災害
対策部長 インフラの被害でいうと、都は、平成9年に被害想定を作っていて、「大震災への備え」のパンフレットの3ページにのっている。

ライフラインの応急・復旧見込みは、例えば、電気ですと1週間で立ち上がる。下水ですと10~13日、水道ですとちょうど1か月かかります。ガスは60日ぐらいかかるという流れで復旧していくといわれています。

今野委員 NTTはそれなりに対応策を考えているとか、東京電力は考えているとかあると思うのですが、金融も何か起きたときに困るのでコンピュータをあちこちに2台おいているとか対応していると思うが、そういうのは、行政はこういう問題を考えるときに、ベースになるところは、どの程度対応力があるのかというのはご存じの方がいいのではないかと。

個々の産業復興の政策とか雇用政策の細かいのがいろいろありますが、一番ベースのそこが崩れると全部崩れてしまう。

雇用は産業さえ復興すればどうにかなるということですので、ここに書いてある雇用の対策も、震災ならではの対策と普通の対策がごちゃ混ぜになっている。震災ならではの対策は、それほど多くないのかもしれない。もちろん一部あります。

産業復興の方が重要だと思いますので、意見を言わせていただきました。

寄本座長 はい、ありがとうございます。どうぞ、ほかの委員の方。

田代委員 産業の話で気がついた点があって、質問と意見を言いたいのですが、復興で商業とか工業の面は議論されているが、96ページの農林水産業の新たな展開というあたりのところで、農業や農地といったところでの受け止め方はどのように考えているのでしょうか。

まちの中と今ここでは外側で考えられていますが、先ほどの生活の復興とか雇用とかいった観点から見たときに、全くこの辺とのリンクをしないでもいいのか、気になる点がある。

高齢者といいながら、食料の供給とか確保とかそういった面とのリンクとか、働く場所としての新たな可能性があると感じているのですが、こういった計画の中では、どのようにお考えでしょうか。

大野課長 農林水産業、特に東京の多摩の農業は、都市の近郊ということで、かなり野菜を中心として生産額を上げている。都民の野菜の消費の約10%弱という生産額がある。これが東京の農業を支えている。震災時に新鮮な野菜を都民に供給するという機能は、重要視していかなければいけないと考えている。

そういった意味で、いろんな施策があるわけですが、基本的には、今考えているのは、融資ですとかが中心になっているところです。今後いろんなご意見をいただきながらその点も含めて施策の充実、対策について検討させていただきます。

寄本座長 よろしいですか、はい、どうぞ。

田代委員 今のは、被災された農家ということでは分かるんですが、逆に、そういった場面で、都市側からの人的供給ということも含めたことで、雇用の場として、働く場としての可能性はないのだろうかということです。

大野課長 正直申し上げて、今そこまで考えていなかったのですが、現在、農業後継者が少ないというのは、東京の農林業の大きな課題で、通常の時点でも、林業や農業についての、ボランティアも含めた人的支援を行っているので、震災時に働く場所としての農業や林業という視点は十分に考えられると思います。

寄本座長 はい、ほかにございましたらどうぞ。はい、廣江委員。

廣江委員 先ほどの今野委員の話を蒸し返して恐縮ですが、いわれたような、金融が壊滅したときどうなるかとか、大きなマクロのレベルの問題をどう考えるかというのは、実は国の問題でもあると思うんですが、伺いたいのは、都でも全く国とは別に考えるのか、それとも、国と首都であるから共同しながら大きな問題の想定をどういう風にしていって、その上で都としてどういう対応策をとっていくのかという風に考えるのか。そのあたりは、どういう調整が行われているのでしょうか。

寄本座長 はい、どうぞ。

三好特命担当部長 先ほど、私権制限を含む法的措置というお話が出てまいりましたけれども、まさに、ここで我々が考えているのは、都が復興計画を作って、それに従って産業、くらし、都市、住宅の復興を進めていくということですが、当然、東京という場所を考えると国との関係が深いわけです。

特に、先ほどの法的措置ということになると、法律は国が作るものですので、まず、国に法的措置をしてもらう必要がでてくる。従って、震災後に議論を始めるのでは遅いのではないかと。法的措置について、国との間でも平常時から議

論をしておく必要があるのではないか。その中には、国と都と区市町村との役割分担、例えば、先ほどの労働行政の問題とか、国との関わりの非常に強い部分についての役割分担を法律上どう手当しておくのか、制度上どう手当しておくのか、まず一つあります。

私権制限という言葉が使われているが、行政と住民との間での法的措置について国が法律を作ることが必要になってくる。そういった点について、あらかじめ、都として検討を進めて、その検討結果について国と議論をしていきたい。

これから勉強が始まったばかりの段階ですけれども、いずれこの会議の席でもその辺についてご議論いただく機会を持ちたいと考えています。

寄本座長 はい、ほかにございますか。はい、どうぞ高見沢委員。

見沢委員 復興に先立つものは、お金の面があるわけですし、くらしの復興等々は個人にどれだけお金が出るかという問題がある。国の問題も絡むが、都市計画等々ですと、従来の制度を上乗せしてもらい、より手厚くやってもらうように要請していくことが基本にあるわけですが、今回の阪神を見ると復興基金の役割がかなり大きな役割だった。

復興基金は、国がやってくれないところへかなり浸透させたはずですが、検証は終わっているのかもしれませんが、何にどう使われて、あれは知恵のある人が考え出したシステムだと思えますが、今後も国は認めているという前提であるとして、どう活用されるかということがある。

個人補償とまではいわないけれども、災害基金制度ができたときに、さほどの額でなくてという話も聞きますが、行政にたよる、ボランティアといっしょにやる、そして個人がお金をもらって自分の最善のために使うという、いくつかの道筋の中では、少し様相が前回よりは変わる部分が出るかと思う。

個人補償の問題は、多少歯切れは悪いけれども大事な問題だと書かれていたかと思いますが、いくつかのストーリーを議論しとくというのは、必要ではないか。

義援金だって、阪神の時に1,700億円ぐらいだと思いますが、雲仙と比べたら、なんの役にも立たなかったというのはそうかもしれませんが。それから義援金は集まるだろうということは、ここに書くのもどうかと思うが、行政的に流れてくる財と、民間が備えている財と、個人に寄付される財というものをどうやったら一番うまく復興に役立てられるかという具体応用例の話を、マニュアルを次に見直すときは詰める必要があるなと思いました。

寄本座長 はい、どうぞ特命担当部長さん。

三好特命担当部長 財源の話をいただきました。復興基金については、神戸の基金の例も参考にしながら生活復興マニュアルの中にも書いてはあるんですが、実際には、今ご指摘いただきましたように、どれくらいのお金をどういう風に使っていくのか

という非常に難しい問題があります。さらに、生活再建支援のようなことになると、必ずしも都だけの問題でもなくなってきます。

先ほど、廣江先生からのご指摘で法的措置の話をしていただきましたけれども、同様に財源の問題も都だけで解決する問題ではございませんので、国の財源、民間の財源そういったものをどういう風に活用して、例えば公的な支援はどこまでできるのかということについては、国レベルでの議論が必要だろうと考えています。

先ほど、法的措置の検討と申し上げましたが、その中では、財源の問題についても合わせて検討したいということですので、その辺の問題整理も始めさせていただきたいと思います。

仕組みだけは、マニュアルにも書いてありますが、実際に動かしていくための問題について、さらに踏み込んだ検討が必要かと思っています。

寄本座長 はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

中林副座長 神戸以上に大きな問題かなと思うのは、高齢者や中高年者をどうするかという問題で、住宅の復興、くらしの復興、雇用の問題、全て多分中高年齢層というのが厳しい状況に追い込まれると思います。

地震がなくてもリストラという一言の中で追い込まれているのはそういう人達ですし、先ほどのお金を借りて何とかするというのも多分年齢制限がかかってくると思います。それをどうクリアしていくかということが非常に重要な課題だと思います。

83 ページの資料にも雇用面に、中高年齢者については、求人・求職のミスマッチが依然厳しい状況にあると書かれているわけですが、これをどうクリアするかということをして是非念頭に置いて、財源あるいは基金の運用その他やっていく必要があると思います。

神戸で、住まいの方でいうと、例のリバースモーゲージというんですか、お金は借りれない、お金もない、だけど土地をもっているという人をどう救うかということで、公的に土地を一時担保にしてというか、買い上げてというかして、住まいを貸す。今、福祉で進めている資産運用していく形だと思いますが、中小企業とか産業にもひょっとしたら、そういうことを考えざるを得ないのかなと、素人ながら思っています。

寄本座長 はい、ありがとうございました。ほかにございますか。はい、廣江委員。

廣江委員 一つ要望を申し上げたいと思います。神戸の例をみましても、施策は多岐にわたります。複雑だといった方がよろしいかと思えます。

使いたい側からすると非常にわかりにくいところがある。震災時でなく平常時でも商工施策は非常に多岐にわたっていて、必要なのは、そういう情報をど

う整理するかという問題だと思う。

恐らく、人的に対応して相談窓口でどういう情報を与えるかだと思います。通常、普段からやっておいて、震災時には専門家の方が新しく加わってくるものについて、相談窓口でアドバイスを適切に行うことができる。多分そういう機能を持たないと、いきてこないと思う。

今ある施策を含めて整理をし、どのように情報提供の仕方を作っていくのかという仕組みについては、今のうちから努力していただけないかと要望しておきたいと思います。

寄本座長 はい、では、もしよろしかったら報告事項の方にまいらせていただきたいと思います。よろしいですか。もし、ほかにございませぬようでしたら。

はい、それでは、報告事項は四点ございませぬけれども一括してご説明いただきたいと思ひます。どうぞ。

佐藤災害 100 ページの資料 3 に基づいて二点ほど報告させてもらひます。

対策部長 一点目は台湾大地震の調査ということで、昨年9月21日に地震が発生したわけですが、その約1か月後の10月18日から8日間、東京都の担当者と学術調査員、ライフラインの関係者も含めて台湾の調査をしてまいりました。

その後、石原知事も直接視察にまいりまして、大変駆け足で視察をして、都としてもできるだけ協力をしたいということで、表明をしている状況です。

当時の現地の状況ですが、被害が、震源地である台湾中部の南投県あるいは台中県の断層が走る沿線沿いに集中しておりまして、いたるところで、断層の亀裂、あるいは地盤の隆起ということによる被害等もみられました。

復旧の取組みですが、地震発生後直ちに、李総統のもとで対策本部が設けられまして、行政院の主要閣僚も午前2時30分には中央防災センターに集まったということで、夕方には弔慰金の支給ですとか、全壊家屋といったものに対する緊急措置がとられております。

さらに、救援活動の一層の推進を図るということで、救援・復旧のための軍隊の派遣ですとか、あるいは隠匿物資、物価の不当値上げをしたものに対する懲役あるいは罰金刑を行うこと等を定めた12項目の総統令がだされるとか、非常時における行政当局の対応が早かったと思ひております。

台湾が日本と違ひまして、事前に対応する特定の法律がなかったということがありまして、時限立法措置として超法規的な行政措置として行わざるをえなかったということ。現地では、こうした緊急措置の課題も最近になっていろいろ表面化しているよう。例えば、倒壊家屋の見舞金をめぐっても、認定基準がはっきりしていなかったということもあって、例えば、李総統が一晩で額が急増したという話もおっしゃってますが、補助金目当ての申し込みが大変増えたということもあるよう。

こういった意味では、災害に対する法制度の整備が、今後の台湾の大きな課題かなと考へています。

東京都でも、災害救助法とか災害弔慰金の支給等に関する法律、あるいは、平成 10 年に公布された被災者生活再建支援法、こういった法律などに基づきまして、被災者に対する様々な支援あるいは補償の措置を、すでに制度として東京都はもっているということでございます。

災害による死亡者には 500 万円ですとか、全壊家屋には 350 万円、あるいは生活支援金としては 1 世帯あたり 100 万円を支給するとか、いろんなことを額を定めると同時に、具体的な被害認定にあたって、統一基準を整備しているところです。

都として学ぶべきことも多くありまして、先ほど申し上げた行政当局の初動時の迅速な対応、あるいは軍の大量の投入、民間ボランティアが地震直後から多くの分野で活動して応急・復旧活動に大きく寄与していたとか大変参考になることもありました。

都も本年 9 月 3 日に、こういったことも踏まえて、陸、海、空の 3 自衛隊が統合して参加をします、より実践的な総合防災訓練を実施することで、今後、警察、消防、自衛隊が連携して迅速に初動期の応急活動体制が確立できるようにしてまいりたいと考えています。

ボランティア活動についても、ボランティアのみなさん、あるいは地域の町会、自治会、消防団、学校、企業こういった様々な人々が幅広く連携をして助け合いに参加できるような仕組みづくりをしていきたいと考えています。

次に、二点目は震災予防条例の改正の件です。

現在の条例は、昭和 46 年に全国に先がけて予防対策重視の観点から、行政主導によって地震に強いまちづくりを進めようとしたということで、作ったものです。当時としては非常に画期的に評価された条例であると考えています。

その後、社会状況、都市構造の変化、阪神・淡路大震災の教訓を受けて震災対策の一層の充実を図るということで、基本的には、自己責任の原則を取り入れたい。それから、都民、事業者、行政が連携・協力できる体制を築きたい。それから応急対策以降も見据えた震災対策全般をみた条例に改正しようと考えています。

条例改正で目指す方向として考えていることが四点あります。

まず第一に、「自らの生命は自らで守る」という自己責任の原則を、条例の基本理念において都民と事業者の責務、役割の強化こういったものについて一定のルール化を図ろうとするものです。具体的には、都民への家具の転倒防止とか、水・食料の確保とか、事業者に対して建物内の転倒・落下防止の義務づけとか、買い物客の安全確保とかこういったことも考えていきたい。

第二は、「他人を助けることのできる都民」ということで、都民や N P O ・ボランティアによる自主的防災活動の活性化と助け合いの仕組みづくり、こういったものを推進していくことです。具体的には、地域の防災リーダーの育成、N P O ・ボランティアの支援強化、受け入れ態勢の整備、地域の相互支援ネットワークづくりの促進といったものも考えています。

第三番目が「迅速な応急活動」ということで、危機管理の視点から応急対策

の見直しを図り、災害活動体制の一層の強化を図りたいと考えています。具体的には救出・救助活動拠点の事前指定と震災時における防災機関による優先使用、昼間都民対策によるパニック防止などを考えていきたい。

第四は「地震に強いまちづくり」の一層の推進を図っていきたい。これまでもやっていたのですが、これからさらに一層進めていくということで、都や区市町村との役割分担の明確化といったものも図っていきたくと考えています。

以上の四点を基本的な考え方として、今後幅広く都民の皆様のご意見を伺いながら改正作業に取り組んでいきたくと考えています。

寄本座長 はい、ありがとうございます。続いて、ご報告をお願いいたします。

只腰参事 都市計画局の只腰です。資料の4をご覧いただきたいと思います。先ほど多くの委員の方が、ビデオを、既にご覧をいただいたということですので、簡略にご説明させていただきます。

第3期の模擬訓練を1月14日にやっています。延べ230名近くの方、主に区市の職員並びに都の職員です。まるの二つ目にありますが、一言でいいますと、震災から6か月間のプロセスを4か月間訓練しまして、一日に凝縮しておさらいをしたということです。

まるの三つ目ですが、都市づくりの専門家と書いてありますが、新都市建設公社、都市計画学会、建築学会の先生方にもご協力いただいて、これはボランティアですけれども、ともにアドバイスをしていただきながら訓練をしたということです。

成果ですが、訓練したことそのものが大きな成果かと思いますが、(2)にあるように、それぞれのプロセスで初めての訓練ですので、いろいろ課題が抽出されています。特に、のところで復興地区区分を、四つの地区に区分することになっていますが、基本的には被害状況から判定することになっているわけ

ですが、実際は実現と書いてありますが、事業の可能性を判断しながらやりませんと、実務的には追いつかないというのが悩みの種ではないかと思います。

(3)に他団体との連携と書いてありますが、とりあえず今年はやったということで、今後は広くボランティアの方等との連携を図っていく必要がある。さらに、3にあるように関係区市の拡大、国・周辺区市との連携もさらに強めていく必要があると考えています。

三好特命 引き続き資料5を説明させていただきます。102ページから103ページは、前回の会議でのご意見を整理したものです。もし、ご指摘等いただければ後ほどお願いしたいと思います。

104ページの資料6ですが、これまで第1回から第4回まで、都の震災復興の取り組みにつきまして、様々なご意見をいただいたところです。これらのご意見をもとにいたしまして、今ありますマニュアルをさらに充実・強化させて

いきたい。あるいは、マニュアルだけでなく、いろんな形での復興対策を強化していきたいということです。

そのため、第一段の議論の整理として、本日第4回までいただいたご意見を整理して、それらを具体的に充実強化させていくためにどうするかというための整理を行って、マニュアルの見直しの基本方向について、次回第5回の会議でご議論いただきたいと思いますと考えております。

次回の会議については、6月頃を目途に開きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

寄本座長 はい、ありがとうございます。以上の報告につきまして、ご質問、ご意見でも結構ですので、ございましたら。はい、どうぞ副座長。

中林副座長 震災予防条例は非常に大事な問題だと思うんですが、予定がどういうスケジュールで進んでいるのか分からなかったのですが、次回6月には、新しい条例ができましたという話になっているのかもしれませんが。

今、四つのポイントで改正を目指すということで承りましたけれども、特に1番と2番で都民と事業者を使い分けているんですが、東京の場合には、事業者がどれだけ自力でがんばるかというのが、非常に大きいと思いますので、生命を守るところにも、水・食料等を確保して事業者の従業員が自立できるようにするというのは当然ですし、埼玉県に住んでいて東京にお勤めの方が東京でボランティアをするということが当然あり得ると思うんですが、それには企業がボランティアを積極的に支援していくようなことをしなきゃいけないと思いますので、他人を助けることのできる事業者というのも非常に大事な働きかけじゃないかなと思っています。

都民が、個人と法人という風に考えてしまえば、両方入っているということになるんですが、この1番、2番のところには、個人と同時に事業者、企業というところの位置づけを、明確に打ち出していただけるといいんじゃないかなと思いました。

寄本座長 はい、ありがとうございます。ほかにございましたらどうぞ。

村松委員 先ほどのビデオは、どういうことを目的にしたビデオなのかを伺いたい。情報は、何を目的に作ったのかが重要だと思うので、見ててあまりよくわかりませんでした。

只腰参事 素人の職員が撮ってますので、画像が乱れたりして、お見苦しい点があったのかと思います。これは、訓練ですので、限られた職員がその場に参加しているのですが、参加できない職員や一般の都民の方に、こういうことをやっているということを広報するという意図でやっています。不十分な点がありましたら、今後の課題にさせていただきます。

村松委員 カメラは三脚を使っていたようですが、三脚を使っているにも関わらず、画面が大分揺れていました。カメラマイクで音声を取っていると思うんですが、言葉をつないで分かるようにするのであれば、ピンマイクをつけるとか、それなりの措置が必要で、もう少し話をしっかり聞きたいと、見ていて欲求不満になりました。

建物の倒壊の様子をチェックしていたところも、のんびりした雰囲気伝わってしまったのですが、例えば、誰か一人チェックしている方が、テレビカメラに向けて、チェック項目はこれこれ、こういうことでチェックしていくことを音声で補ってくれたり、スーパーでチェック項目を出してくれると、伝わると思います。

恐らく、あれをご覧になった方は、もっと知りたいと思うビデオだと思うので、限られた予算だと思いますが、次回もしこういうビデオを作る機会がありましたら、その辺に注目して、私もボランティアで、できれば参加させていただきたいと思いますので、日程さえ合えばリポートいたしますからお声をかけてください。何を伝えたいのかが大切な目的になると思います。

只腰参事 ありがとうございます。貴重なご助言をかてとして、よりよいものを作っていきたいと思います。

寄本座長 今回は、村松委員がボランティアで参加してくれるようすから。

今日は、いろいろな意味で情報が重要であることが指摘されましたが、ほかにございますか。よろしいですか。時間も少し過ぎましたが、もしありましたら、全体を通してでも結構ですが。

では、その他は何かございますでしょうか。ありません、じゃ、今日はこれで。

高橋理事 一言、御礼を申し上げます。

本日、実はお話を伺って、あらためて、いろいろな復興のためのマニュアルの形はできていても、その継ぎ目と申しますか、そういうものが先生方のご意見の中で、まだ不十分なところがあるんじゃないかと、あらためて感じました。

例えば、ボランティアと行政の連携などというのは、紙の上は書いてあるわけですが、それを具体的にどうするのかとか、あるいは、災害復興基金の話等も出ましたが、それを具体的に、どういう風にどれぐらい作って、どのように運用していくかというお話も含めて、あるいは、産業の復興のところについても、日常の雇用対策と災害時の雇用対策とどういう風に連動するのかということもお話がありましたけれども、あらためて、形はできたけれども日は遠いなということをあらためて感じました。

今日の先生方のご意見等も十分踏まえまして、また、次回等マニュアルの見直し・充実ということも予定されておりますので、引き続きいろいろなご意見

を賜りたいと存じます。

本日は、どうもありがとうございました。

寄本座長　　では、どうも大変ありがとうございました。次回は6月何日かに開かれる予定になっております。ではどうぞお気をつけて、ありがとうございました。